

兵庫県公報

令和7年12月18日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

教育委員会規則

- 義務教育等教員特別手当に係る校務の種類を定める規則 1

公布された法令のあらまし

◎義務教育等教員特別手当に係る校務の種類を定める規則（教育委員会規則第14号）

教育公務員特例法の一部改正により、義務教育等教員特別手当は文部科学省令で定める基準を参照して定める校務の種類に応じて支給することとされたことを踏まえ、当該校務の種類を定めることとした。

教育委員会規則

義務教育等教員特別手当に係る校務の種類を定める規則をここに公布する。

令和7年12月18日

兵庫県教育委員会

教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第14号

義務教育等教員特別手当に係る校務の種類を定める規則

公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）第26条第2項の教育委員会規則で定める校務の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 学級（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）
を担任する業務
(2) 前号に掲げるもの以外の校務

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。